

**令和4年度岐阜県障がい者総合支援懇話会
(重症心身障がい・医療的ケア部会) 議事概要**

○日時：令和5年3月22日（水） 13：30～15：00

○場所：岐阜県水産会館 中会議室

○出席者：29名

(敬称略)

所属 ・ 職名	氏名 (敬称略)
一般社団法人 岐阜県医師会 常務理事	矢嶋 茂裕
独立行政法人 国立病院機構 長良医療センター 療育指導室 主任児童指導員	竹村 真紀
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター 重症心身障がい児施設すこやか施設長	金子 英雄
医療法人社団 英集会 福富医院 院長	福富 悌
公益社団法人 岐阜県看護協会 常務理事	鷺見 みどり
一般社団法人 岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会 監事	安田 尚美
大垣市民病院 新生児集中治療室 看護師長	三輪 明子
株式会社やすらぎ 訪問看護ステーションやすらぎ 代表取締役	西脇 雅
社会福祉法人 あゆみの家 理事	田口 道治
特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手 代表	茅野 正好
一般社団法人 ぎふケアマネジメントネットワーク 岐阜県相談支援事業者連絡協議会 顧問	臼井 隆雄
社会福祉法人 豊誠会 岐南さくら発達支援事業所 所長	林 栄子
岐阜市 障がい福祉課 相談係長	遠藤 啓世
岐阜市子ども未来部 子ども・若者総合支援センター エールぎふ 副所長	若井 俊洋
岐阜市保健衛生部保健所 地域保健課 課長	真鍋 晃
岐阜県健康福祉部 医療整備課長	森島 直人
岐阜県健康福祉部 保健医療課 課長補佐兼難病対策係長	堀田 広将
岐阜県健康福祉部 障害福祉課長	熊谷 真一郎
岐阜県子ども・女性局 子育て支援課 保育支援係長	神谷 由香里
岐阜県教育委員会 特別支援教育課長	兒玉 哲也
岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課長	山田 育康
岐阜地域福祉事務所 福祉課長	松井 千賀子
西濃県事務所 福祉課長	駒月 良美
可茂県事務所 福祉課長	渡辺 由美子
東濃県事務所 福祉課長	安江 巧
飛騨県事務所 福祉課長	大槻 憲一
岐阜保健所 健康増進課 保健指導係長	横山 ひろみ
西濃保健所 健康増進課 保健指導係長	小里 里美
関保健所 健康増進課長	加留 奈美

開 会

開会あいさつ（医療福祉連携推進課長）

議 事

1 令和4年度重度障がい児者支援連携施策の進捗状況について

○資料説明

- 資料1 県の重度障がい児者支援連携施策の進捗状況
- 資料2 県の重度障がい児者支援連携施策（参考）
- 資料3 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業（保健医療課施策）
- 資料4-1 療育支援体制強化事業（子育て支援課施策）
- 資料4-2 医療的ケア児保育支援事業（子育て支援課施策）
- 資料5 医療的ケアに関する特別支援教育課の取組（特別支援教育課施策）
- 資料6 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業
- 資料7 医療的ケア児等支援法における岐阜県の取組み

質疑・意見交換（○：構成員 →：県）

- 医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブックはどのように配布したのか。
 - 昨年度、市町村等を通じて配布をした。不足があれば県より送付をするようにしており、一般の方からでもホームページを見て、ご希望の方があれば医療福祉連携推進課の障がい児者医療推進係にご連絡いただければ、対応する。
- 医療的ケア児の通学の問題がある。親が送迎できない状況だと通学できないため、困っていた方がいた。県の障害福祉課の地域生活支援事業の中で、ヘルパーを派遣できると言われたが、現場では認めてもらえなかった。実際に通学支援として、ヘルパーを派遣し、付き添って学校へ通学することができるのか。
 - 地域生活支援事業の移動支援事業は、市町村によってやや取扱いが異なるところがあるため、県の方で各市町村に調査を実施し、年に一回市町村に情報共有し、他の市町村の状況を知って検討いただいている。また、個別に相談をいただきたい。
 - 既存の障害福祉サービスを使うケースの他に、東京都区内等で先進的な取組として日頃利用している訪問看護師に車両に同乗していただく場合の経費への補助を行っていると聞いている。喀痰吸引等しながら送迎をするためには、運転手とケアをする者が2名車に乗らなくてはならず、人手がないと聞いている。市町村によって差がある状況で、全国的な先進事例として行われていることを、どこまでやるべきかどうかは、現場の声を聞きながら引き続き状況を見極めたい。
- 全国的な傾向として、長期入所のニーズは増加していない。一方で短期入所のニーズを強く感じている。岐阜県の重症心身障がい児者のニーズはどのように把握しているのか。例えば長期入所として、現在の状況で良いのか、それとも短期入所を増やしていく必要があるのかというようなニーズが分かれば教えていただきたい。重症心身障がい児施設すこやかは短期入所のニーズがあるということで、今年度3床から4床に増やし、来年度はさらに増やしていく予定である。

- 医療的ケア児の家族のレスパイトニーズは今も昔も変わらず高い状態が続いているので、短期入所の定員の増加はありがたい。医療型短期入所事業所が県内で26か所あるが、岐阜地域に多く、他の地域は少ないという現状があるため、県では医療型短期入所事業所を増やそうと複数の病院を訪問し、地道に取り組んでいる。また、当課の補助金を利用し医療依存度の高い方を受け入れていただいているケースもあるため、引き続き支援をしていく。
- 令和元年度に実施した、重症心身障がい児者、医療的ケア児者の実態調査では、一番多いニーズがレスパイトである一方で、親の亡き後の不安に対してどのようなことを希望しているかという質問に対し、長期入所施設を望む声が多いが、そのタイミングが、直ちにとという方は多くない状況である。
- 重症心身障がい児施設すこやかは、長期入所については重症児を受け入れる体制を維持したうえで、短期入所の方にできるだけ対応していくこととしている。少し前に緊急の短期入所の事例があった。短期入所を利用する可能性のある方は事前に施設で診察を受けて契約をしてもらえれば、突発的なことがあっても困らないと思う。
- 緊急時のレスパイトの受入れについて、重症心身障がい在宅支援センターみらいに相談があった際などは、契約をするためには医師の診察が必要となるため、一つの施設ばかり使うのではなく複数利用という形でご案内するように取り組んでいる。みらいで家族交流会を行う場合に我々が家族と直接話す場面もあるため、引き続き啓発していく。
- 特別支援教育課の取組で、医療的ケア専門研修の中で担当する教員の喀痰吸引等や経管栄養の演習を行っているが、現在岐阜県では教員が喀痰吸引等を行って良いのか。
- 岐阜県では看護師を配置してケアを行い、教員は行わないという方向性で進めている。医療的ケア専門研修は看護師がどのようなケアを行っているかを実際に教員が体験をして学ぶもので、教員と看護師の協力体制をよりスムーズに図るために行っている。
- 呼吸器をつけている児は、痰詰まりが多い事象だが、常に看護師がいる状態が続くと限らない。緊急を要することであるため、教員も喀痰吸引等ができることが望ましい。
- 教員による吸引は、許されているのは口腔内の吸引、胃ろう等のチューブに接続することのみであって、気管支の中の吸引は許されていない。状態が悪化した時はずっと吸引をし続けることが必要になるため、従来通り看護師が行った方が安全だと思う。
- 認定特定行為業務従事者を配置し、とあるがこの認定特定行為とは何を想定しているのか。
- 喀痰吸引を想定している。
- 保育園で行う喀痰吸引等の行為について、例えば特別支援学校だと、医師の指示書があって行われているが、この保育事業の場合も指示書があって行っているのか自己判断で行っているのか。
- 保育士が行う場合も当然に喀痰吸引等の3号研修を受けることが前提になるため、その研修の中で医師の指示書に基づいて行うことになる。

- 特別支援学校においては、今後指導医が指示することになっているため、制度の面で保育所であれば嘱託医の指示に変わってくるものか。
- 嘱託医に関しては、各保育所に必ず置くことになっており、こういった行為をする際は、その先生に相談をして行うことになる。
- 長良医療センターでの短期入所の需要は、新規の契約者が増えている状況にある。当院では短期入所を5床で行っているが、予約が取りづらい状況も増えている。また、医療的ケアが必要な方々が利用しており、預かる際に、ついでに胃ろうの交換、カニューレの交換もしてほしいという需要も多くあり、入院扱いとしている。

岐阜県内の遠方から見える方も多くあり、児であると、当院を利用している間は学校に通えない状況も増えており、学校の授業の保証という部分も日々悩んでいる。もう少し各地域に利用できる施設があれば、学校を休む必要がなく利用できると思う。また、岐阜県内で「者」の方が入所されているのは当院のみで、岐阜県内で幅広く利用されており、皆さん岐阜県内で他に利用できる場所がないから当院へ入所をしているが、やはり家族の近くで利用できる場所があれば良いという声をよく聞く。
- 訪問看護ステーションでは、災害時における事業継続計画の策定にあたっている。利用者には様々な調査を実施しているが、問題になっているのは、要電源重度障がい児者の電源確保である。県において蓄電池・発電機等の補助事業を行っているが、人工呼吸器は、蓄電池等を使用しても8～12時間程しかもたないため、3日間は困難である。そうした時に電源をどのように確保するかがやはり課題となってくる。

医療的ケア児の多くは避難することが難しい状況。福祉避難所も、実際に福祉避難所が受け入れ可能かどうか分かっていない。福祉避難所が要電源重度障がい児者をどのくらい受け入れられるかの情報も全く無いため、実際に災害となった時にどのくらいの方がそこに避難されるのか、また、本当に受け入れてくれるのかと心配をしている。

市町村の個別避難計画も、策定が進んでいない。出来るだけ早く、福祉避難所の数・キャパ、障がい児者等の位置を把握し、避難箇所を具体的に検討することが必要であると思う。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行を受けての岐阜県の取り組みについて

○資料説明

資料7 医療的ケア児等支援法における岐阜県の取り組み

質疑・意見交換（○：構成員 →：県）

○ 動く医療的ケア児はどのように対応していくか。

→ 施設では従来から動く方を想定した看護師配置は行っていないのが現状であると思う。
動く医療的ケア児は、一人に一人看護師を付けないと危なくて預かれないという話も聞く。
重症度の問題とは別にどうすればそういった方々を見ることが出来るかという人手の確保と直結すると思う。
現状としては、受入れ先が県内にはないため、他県で医療的ケア児を受入できる施設の状況を踏まえ引き続き、検討したい。

3 その他

○質疑・意見交換

なし

閉 会

以 上